

## 富津市学校給食運営委員会議会議録

1	会議の名称	平成 25 年度第 2 回富津市学校給食運営委員会議
2	開催日時	平成 25 年 1 2 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分～ 2 時 3 0 分
3	開催場所	富津市立大貫小学校会議室
4	審議等事項	(1) 学校給食施設整備の指針(最終案)について (2) その他
5	出席者名	(委員) 平野順子、柴本一郎、平野英男、池田昌昭、坂井英一、磯崎善則、齊藤貞義、金瀬陽子 (事務局) 渡辺教育長、古宮教育部長、川名教育部次長、木村給食係長、坂井栄養教諭、鈴木主任主事、桑田主任主事、川名非常勤事務補助員
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	富津市情報公開条例第 2 3 条第 号に該当 (理由)
8	傍聴人数	0 人 (定員 5 人)
9	所管課	教育部 学校教育課 給食係 電話 0 4 3 9 ( 8 0 ) 1 3 4 3
10	議会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成 25 年度第 2 回富津市学校給食運営委員会議 会議録

発 言 者	発 言 内 容
木村係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会を宣言する。</li> <li>・委員 10 名の内、8 名出席であり、富津市学校給食調理場管理運営規則第 11 条第 2 項の規定により会議が成立すること及び本会議の内容について、富津市情報公開条例第 23 条の規定により公開となることを説明する。</li> </ul>
平野委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長挨拶</li> </ul>
渡辺教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長挨拶</li> </ul>
木村係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富津市学校給食調理場管理運営規則第 11 条第 1 項の規定により委員長が議長となるため、会議の進行を依頼する。</li> </ul>
平野委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名人に坂井英一委員を指名する。</li> <li>・会議次第の 5、議事(1) 富津市学校給食施設整備の指針(最終案) について事務局の説明を求める。</li> </ul>
川名次長	<p>(概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、提出した指針(最終案)については、本年度第 1 回の学校給食運営委員会に置いて、提出した指針(案)に対し運営委員会で委員の皆様からいただいたご意見と、後日提出していただいた意見書の内容を可能な限り反映させて、一部修正を加えたものであることを説明する。</li> </ul>
木村係長	<p>(詳細説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1「給食運営委員会からのご意見による最終案への記載内容について」により説明する。</li> <li>・1 ページは、第 1 回運営委員会での委員からのご意見と事務局の回答及び最終案への記載状況を記載している。</li> </ul> <p>内容は以下のとおり。</p> <p>1-1 池田委員から「富津市の調理場には場長という職の配置がなく、万一事故が発生した場合、責任の所在が不明確である等、危機管理体制が不十分である。富津市学校給食施設整備の指針に場長の配置を明記する必要がある。」との</p>

ご意見があった。

1-2 このご意見には、川名次長より「過去には場長の配置があった時期もある。委員の方々のご意見を頂きながら指針を作成する中で、場長の配置について明記するべきであるとのご意見があれば、入れ込んでいければ良いのではないかと考える。」と回答した。

1-3 最終案へは、5 ページに（4）として追記した。

2-1 磯崎委員から「第2期計画で、新規に調理場を建設する場合の設定が約13億円の費用で4,000食の共同調理場を建設することになっている。しかし、現在の調理食数が3,056食であるので、今後児童生徒の減少が見込まれるため、食数を3,000食に減らして建設費用を抑制する必要がある。」とのご意見があった。

2-2 このご意見には、木村係長より「資料の食数は児童・生徒のみであり、教職員等を加えると約3,500食となる。第2期計画の検討時期には約3,200食を見込んでいるので、新規に共同調理場を建設する場合の規模は3,500食の設定でも対応可能。指針（案）は、君津市が新規に建設する共同調理場の半分で例示し易いため、4,000食で設定した。」と回答した。

2-3 最終案へは、7 ページに3箇所 of 修正を行った。

1行目の建設費用の概算を13億円から11億円に修正、  
2行目の最大調理数を4,000食から3,500食に修正、  
12行目の「億単位の」を「高額な」に訂正した。

3-1 金瀬委員から「富津市の養護教諭会では、食物アレルギー対応の研修を行っているところであるが、他市では食物アレルギー対応専任の栄養士が配置されているケースもある。富津市でも専任の栄養士の配置が必要である。」とのご意見があった。

3-2 このご意見には、渡辺教育長より「以前は、一人ひとりに対応した給食の提供を是非行いたいと思っていたが、調

布で起きた事故の内容や背景を考察すると、どの様なケースにも対応することが望ましいという発想は、危険ではないかと考えている。食物アレルギー対応をどのレベルまで行うかというところも、委員の皆様にも率直な意見をいただきながら、一番良い形を考えて行けたら良いと思っている。」と回答した。

3-3 最終案へは、5ページの(3)に食物アレルギーに配慮した給食の実施に、①から⑤の内容を検討するという追記、3行目の施設整備を学校給食に訂正した。

・2ページ3ページは、第1回運営委員会後にもご意見を頂ければとお願いをした、意見書の提出をいただいた委員からの意見と事務局の見解及び最終案への記載状況を記載している。

内容は以下のとおり。

1-1 池田委員から「学校給食運営委員会は、学校給食の提供等、施設・人員等のことも検討しなければならない。場長の不在が10年近くになり、他市町の実態を見ても、富津市のように場長を置かないで課長が兼務している市や町はないと伺っている。そこで、1つ目として、場長・栄養士の配置計画と2つ目として調理員の人数等を記載して欲しい。その他はよろしいかと思えます。」とのご意見があった。

1-2 このご意見には、事務局の見解として「委員ご指摘のとおり、共同調理場又は給食センターの場長を学校教育課長が兼務している自治体は県内にはない。事務局としても施設の運営及び管理上、場長の配置は必須事項であると考えている。また、栄養士の配置は県の配置基準に準じて配置する。更に調理員の人数は、その配置基準が県で定められていないので、各自治体が独自で配置する。現在富津市の調理場では、安定的に給食を提供することができると想定される、概ね100食に1人の配置をしている。」と見解を示す。

1-3 最終案へは、5ページの(4)に①から③の内容を明確に記載した。

2-1 齊藤委員から1つ目として、「給食費滞納について、滞納者の詳細についてまで把握されているようでありますし、その対応についても然るべき対応をされていると認識しました。収納率向上に何をすべきか、私には良きアイデアはありませんが、学校・行政が努力されていることは十分に理解できました。今後においても双方の連携を取り、対応をお願いします。」とのご意見があった。

2-2 このご意見には、事務局の見解として「引き続き、徴収率の向上に学校と連携して努めていく。また、富津市債権管理条例・同施行規則・富津市学校給食費徴収規則に基づき、悪質な給食費滞納者に対しては、裁判所への申立手続を行う。」と見解を示す。

2-3 こちらについては、給食費滞納者に対する対応についてご意見をいただいたものであるもので、最終案への記載はない。

3-1 齊藤委員からの2つ目として、「給食施設整備について、施設の老朽化や国の基準への対応、児童数の減少による給食施設の整備に直面していることは、遠からずやってくることであり、以前から検討されていることについて、少し安心しました。ついては、1番目として施設の統合については、最終的に施設を1箇所にする案と2箇所にする案があるようですが、1箇所にした場合、施設の事故などにより閉鎖したときは、給食が一時停止ということになるでしょうか。そうしたことも想定された方が良いのではないかと思います。給食を安定的に供給するという観点からも是非お願いしたいと思います。」とのご意見があった。

3-1 このご意見には、事務局の見解として「調理場を1箇所に集約した場合は、委員ご指摘のとおりリスクを背負うことになる想定さる。また、2箇所とした場合でも、1

つの調理場で2箇所分の給食の調理が不可能であるため、給食が停止となる学校は必ず発生する。箇所数については、第2期計画で再検討を行う。」と見解を示す。

3-3 最終案へは、6ページの(2)第2期計画に記述のとおりとし、変更は行わない。

4-1 2番目として、「アレルギーへの対応と安心・安全な給食の提供について、学校と親と施設が連携を取り、その対応を取るべく、それぞれの立場で責任を明確にした新たなシステムや仕組み作りをしていくべきと思います。施設整備しただけでは困難な問題であり、言わばソフト面をより充実させていただきたいと考えます。」とのご意見があった。

4-2 このご意見には、事務局の見解として「アレルギー食対応については、委員ご指摘のとおり、ソフト面の充実が必要不可欠である。アレルギーは、その内容は様々であり、気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎・アレルギー性結膜炎・食物アレルギー等々、その種類は多岐に渡ることから、学校保健の観点から包括的な取り組みが必要となる。」と見解を示す。

4-3 最終案へは、前述の金瀬委員からのご意見と統合して、5ページの(3)食物アレルギーに配慮した給食の実施に、①から⑤の内容を検討するという追記した。

平野委員長

・議事(1)について、原案の通り、富津市学校給食施設整備の指針(最終案)を本委員会の決定としてよいか採決を求める。

全委員

・全員挙手にて、賛意を示す。

平野委員長

・議事(1)について、原案の通り、可決されたことを宣言する。  
・会議次第の5、議事(2)その他について事務局の説明を求める。

川名次長

・議事(1)について、原案の通り可決されたことによる今後のスケジュールについて説明する。その他はない旨回答する。

平野委員長

・この場で協議したい事項があれば発言するよう委員に求め

<p>平野委員長 川名次長 木村係長</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特に協議事項もなく、議事を終了する。</li><li>・今後の会議予定について、事務局の説明を求める。</li><li>・議事(1)が原案の通り可決となったので、今年度の会議は終了となることを説明する。</li><li>・平成25年度第2回富津市学校給食運営委員会の閉会を宣言する。</li></ul>
--------------------------------	--